

パブリックコメント手続等の結果

1. 意見を求めた事項：南相馬市第3次環境基本計画（素案）
2. 意見等の募集期間：令和5年11月1日（水）～11月20日（月）
3. 意見提出者：1名
4. 意見総数：11件
5. パブリックコメントで寄せられた意見の概要と市の考え方

No.	意見趣旨（意見等）			回答内容	
	項	該当ページ	意見等内容	対応区分	市の考え方
1	第1章	2～4	<p>2ページの「2 なぜ計画をつくるのか」において、「放射性物質への不安や風評問題」を取り上げられているのは結構なことですが、放射性物質による環境汚染が発生しているのは事実であり、風評ではなく実害であるという認識が大事です。</p> <p>これは提案ですが、3ページの「3 計画の位置づけ」「個別計画」の中に、「放射性物質による汚染防止対策」を組み込むことを提案します。</p> <p>また、4ページの「4 計画の対象とする環境の範囲」として、自然環境から地球環境までを挙げられています。放射能を問題として取り上げられているのは「生活環境」だけです。放射能問題は、自然、生活、都市、地球全てに関わる問題なので、これらすべてにおいて取り上げられるべきと推奨します。</p>	ご意見	<p>2ページの「2 なぜ計画をつくるのか」において、ご指摘のとおり、風評だけでなく影響も残っていることは認識していることから、48ページの施策4-1において「放射線対策の推進」を掲げ、49ページの「主な取組4-1-2 放射性物質の検査・測定の実施」で「放射性物質の検査、測定の実施」を行うものとしています。</p> <p>3ページの「3 計画の位置づけ」「個別計画」は、代表的な個別計画を抜粋して記載しているものです。「放射性物質による汚染防止対策」については、48ページの「施策4-1 放射線対策の推進」において「放射線対策の推進」を掲載していますので、原案のとおりとします。</p> <p>4ページの「4 計画の対象とする環境の範囲」について、ご指摘のとおり、放射能は環境のすべてに関わる問題ですが、放射線対策の推進を施策の第一に掲げ取組をまとめた方がよいと考えるため、「生活環境」で代表して記載していますので、原案のとおりとします。</p>

2	第2章	23～25	23 ページから 25 ページの「4 南相馬市の環境面からみた主要課題」において、「放射線対策」や「教育活動」などが取り上げられていることは大変よいことだと思います。	ご意見	市の復興・再生は着実に進んでいるものの、本市にとって、放射線対策や放射線教育等は、安心・安全なまちづくりのため、継続して実施していく必要があると認識していることから、本計画の主要課題へ記載したものです。
3	施策 3-1	40 ・ 41	41 ページ、「施策 3-1 自然環境の保全と活用」の主な取組 3-1-1～3-1-4 において、森林・農村・農業・河川についての保全と活用が取り上げられていますが、これらは取組 1～4 全てに放射性物質による汚染が絡んでくることを認識すべきであると考えます。	ご意見	「施策 3-1 自然環境の保全と活用」の主な取組 3-1-1～3-1-4 のすべての取組に放射性物質による汚染が絡んでくるというご指摘のとおりであり、49 ページ、「施策 4-1 放射線対策の推進」の「主な取組 4-1-1 環境の回復に向けた取組の推進」や「4-1-2 放射性物質の検査・測定の実施」に掲載しています。
4	施策 4-1	48 ・ 49	48 ページの「施策 4-1 放射線対策の推進」において、「今もなお放射線に対する不安が残っています」とか「現在では、空間放射線量が日本各地の市区町村とほとんど差のない数値となる」との表記がありますが、これは適切な表現ではないと思います。「不安が残っている」というのでは、不安だけが残っているように受け取られ、風評被害という言葉につながります。実害があるのですから「不安」があるのは当然です。 また、原発事故影響の及ばなかった地域との線量比較について、間違った数値ではないと思いますが、一部の地点だけの比較において「差がない」・「環境回復が大きく進んでいる」と結論するのは大変な誤解を生じます。この点については、表現を変えるか削除を求めます。	ご意見 【反映】	ご指摘のとおり、いまだに放射線による環境への影響があり、不安だけが残っているとは認識していませんので、「今もなお放射線に対する不安と環境への影響が残っています」に文言を修正します。 また、ご指摘のとおり、除染特別地域など線量が高い地点が今もあることから、「現在、南相馬市役所前では、空間放射線量が日本各地の主要都市とほとんど差のない数値になっていますが、除染特別地域など線量が十分に下がらない一部の地域もあります」に文言を修正します。

5	取組 4-1-1	49	<p>49 ページ、「施策 4-1 放射線対策の推進」の「主な取組 4-4-1 環境の回復に向けた取組の推進」において、「フォローアップ除染」などへの市独自の取組の具体的な提言を以下にします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量率及び土壌汚染濃度の定期的なモニタリング実施 ・放射性物質のたまりやすい場所（側溝・水路・窪地など）の定期的な除染の実施 ・枯葉落葉（特にスギ・ヒノキなど）の定期回収処理 ・通学路の詳細モニタリングの実施と除染対応 ・大雨などによる河川氾濫後の道路清掃の速やかな実施 	ご意見	<p>「第3次南相馬市環境基本計画」の策定に当たっては、市民や事業者への見やすさ、取りつきやすさを重視しているとともに、本計画は環境分野の各種個別計画の上位計画として、環境分野に係る施策の方針を定めるものですので、取組の掲載は現状のままとします。</p> <p>なお、フォローアップ除染などについては、「南相馬市除染実施計画」に記載し、年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下になることを目指して取り組んでおり、その対象や具体的な内容は国（環境省）と協議の上決定し、進めてまいります。今後の放射線対策については、国、県等の方針を注視しながら、市の除染実施計画に基づき、施策を展開していきたいと考えております。</p>
6	取組 4-1-2	49	<p>49 ページ、「施策 4-1 放射線対策の推進」の「主な取組 4-4-2 放射性物質の検査・測定の実施」について、測定はされていますが、まだまだ測定ポイントや範囲が少なすぎるので、大幅な頻度も含めた拡充を要望します。</p>	ご意見	<p>放射性物質の検査・測定に当たっては、測定ポイントや測定範囲の拡充について、適宜、庁内関係各課と検討してまいります。</p>
7	取組 4-1-3	49	<p>49 ページ、「施策 4-1 放射線対策の推進」の「主な取組 4-4-3 放射線に対する健康不安の軽減」では、放射線教育は、「安心教育」ではなく「防護教育」であるべきと考えます。具体的な防護措置を提示してください。</p>	ご意見	<p>放射線に対する防護教育については、原子力発電所など放射線管理区域で働く従事者向けの教育と考えます。このため、本計画では具体的な措置まで踏み込まず、取組の掲載は現状のままとします。</p>

8	施策 4-2	50 ・ 51	<p>50ページの「施策4-2 水環境の保全」について、一般的な水質検査項目だけではなく、放射性物質による汚染濃度も含めていただきたい。</p> <p>また、山には放射性物質による汚染がはっきりしているのですから、どのようなときに河川に放射能汚染が生じるかを明らかにし、注意喚起や防護措置などを知らせるべきであると思います。</p>	ご意見	<p>市の水道水は、水質検査項目のほか、放射性物質の濃度も検査し、その結果をHPにより公表しています。河川は、国・県が水質検査項目のほか、放射線物質の濃度も調査を実施し、その結果をHPにより公表しています。</p> <p>また、山から河川では、森林の表土や流れの遅い河川区間に放射性物質が集まり、そこに生息する動植物へ放射性物質が長期的に移行すると懸念されます。</p> <p>その注意喚起等の取組については、国や県と協議してまいります。</p>
9	施策 4-3	52 ・ 53	<p>52ページ、「施策4-3 公害等環境汚染対策の推進」の「野焼き」について、ダイオキシンとともに、放射性物質の濃縮や飛散に対する注意喚起も行うようにお願いします。</p>	ご意見 【反映】	<p>市では、野焼きは法律で禁止されていることについて、市ホームページ等で注意喚起しています。ご指摘のとおり、野焼きにより放射性物質が飛灰とともに拡散し、残留灰に濃縮するおそれがあるので、52ページ、「施策4-3 公害等環境汚染対策の推進」の「現状と課題」で「野焼きや～禁止されています。」と記載している箇所について、「ダイオキシン類を発生させ」の記載を、「<u>ダイオキシン類などを発生させ</u>」に文言を修正し、放射性物質については、「<u>など</u>」に含まれるものとします。</p>
10	施策 5-1	56 ・ 57	<p>56ページの「施策5-1 環境に関する啓発・情報提供の推進」について、測定頻度や範囲が少なすぎるので、頻度と範囲を増やしていただきたい。特に土壤汚染のデータが少なすぎるので、この点についてはきめの細かい測定をお願いします。</p>	ご意見	<p>土壤汚染測定の頻度や範囲の拡充については、土壤の放射線モニタリングを実施している国や県に対し、必要に応じて測定頻度や範囲を協議してまいります。</p>
11	施策 5-2	58 ・ 59	<p>58ページから59ページの「施策5-2 環境教育・学習の推進」について、子ども・大人・事業者も含め、「安心教育」ではなく、実態を踏まえた「放射線防護教育」を行うようにお願いします。</p>	ご意見	<p>放射線に対する防護教育については、今後、実態を十分に踏まえて検討していきますので、具体的な措置まで踏み込まず、取組の掲載は現状のままとします。</p>

パブリックコメント手続結果

— 市地域協議会 —

1. 意見を求めた事項：南相馬市第3次環境基本計画（素案）
2. 意見等の募集期間：令和5年10月19日（木）小高区、令和5年10月26日（木）原町区、令和5年10月27日（金）鹿島区
3. 意見提出者： 10名
4. 意見総数： 11件
5. 地域協議会で寄せられた意見の概要と市の考え方

No.	意見趣旨（意見等）			回答内容	
	項	該当ページ	意見等内容（意見提出者）	対応区分	市の考え方
1	第1章	4	<p>計画の期間について、令和5年度から8年間としているが、計画策定が令和6年1月中旬なので、令和5年度は1年過ぎてしまっている。もう少し早く計画を策定できなかったのか。</p> <p>令和6年度から計画を一新し、市の第三次総合計画と1年ずれてもよかったのではないか。令和5年度予算はどの計画に基づいて作ったものなのか。</p> <p>（小高区地域協議会）</p>	ご質問	<p>昨今の環境状況の変化等を勘案し内容を精査したところ、作成に時間を要しましたが、「南相馬市第三次総合計画」と合わせた計画期間を設定しました。4年後の令和8年度に計画の中間見直しを行う予定です。</p> <p>現行の第2次計画は、令和6年度までを計画期間としていましたが、市で令和4年4月に「南相馬市ゼロカーボンシティ宣言」を表明したことにより、1年前倒しで第3次計画を策定することとしました。令和5年度は第2次計画に基づいた予算編成になっています。</p>
2	第3章	26	<p>26ページの「1 目指す環境像」のキャッチフレーズが素晴らしい。「私がつくる」という文言が、自分のこと、当事者意識や主体性が表れていると感じる。（原町区地域協議会）</p>	ご意見	<p>ご意見のとおり、「南相馬市第3次環境基本計画」の策定に当たっては、地球温暖化が非常に喫緊の課題であり、行政のみならず、市民、事業者の皆様も自分のこととして考え、環境問題に取り組んでいただくことを重視していることから、キャッチフレーズにも、その意味を込めました。</p>

3	第4章全般	28 ～ 61	自分の住んでいる地域が他地域と比べ、どういうところを頑張っていけば良いのかわからないので、その意識付けが必要と考える。(鹿島区地域協議会)	ご意見	本計画は、「現状と課題」「主な取組」「環境指標」の3つで構成しています。 また、本市の現状を把握し、課題に対して何をしたら良いのか、どこまでやれば良いのかを掲載していますので、原案のとおりとします。
4	施策3-2	42 ・ 43	42ページから43ページの「施策3-2 生物多様性の保全」について、博物館のイベントや出前講座の実施により、教員と連携し大いに活用してもらいたい。また、サポーター制度も幅広く活用していただきたい。(鹿島区地域協議会)	ご意見	生物多様性の保全は、普及啓発のため多様な講座を開催し、市民の皆様へ生物にふれる機会を創出することが重要です。また、サポーター制度は、市の計画を実行していくため、行政だけでなく市民の皆様との協力が不可欠ですので、必要に応じ、市民参画による環境保全活動を調整してまいります。
5	取組3-3-1	45	市の東ヶ丘公園は、非常に市民に慕われている。県や関係機関と連携し、道路整備をしてきれいにしてもらえれば、非常に良い公園になると思う。(原町区地域協議会)	ご意見	県営公園については、県と連携しながら公園の管理、豊かな景観と緑化の推進も進めていければと考えています。また、道路整備のご意見については、土木課へお伝えします。
6	取組3-3-2	45	北泉海岸の海浜公園など「新たな公園等の整備」は、ぜひ誠実に無理のない計画で実行してください。(原町区地域協議会)	ご意見	北泉海浜総合公園には、かつてスポーツ施設があり、震災後は仮置き場として使用してきました。また、当該区域の活用方法については、現在、地域の方のご意見を頂戴しながら検討しているところです。 今回、いただいたご意見については、都市計画課へお伝えします。
7	施策4-3	52 ・ 53	クリーンデーは5月と10月の年2回実施しているが、草が繁茂していて、ごみが探しづらい。今後は、草の枯れている時期や、草の生い茂っていない時期に実施した方がよいのではないか。(小高区地域協議会)	ご意見	今回、いただいたご意見については、生活環境課にお伝えします。

8	施策 4-4	54 ・ 55	太陽光発電設備は、法令等で現在どのような規制をしているのか。阿武隈山地の風力発電の計画についてもお伺いしたい。(小高区地域協議会)	ご質問	市は、「南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を令和3年4月1日から施行しています。 また、本条例では、事業者が市内に太陽光パネルを設置する際は、景観に配慮し、地域住民の方への事前説明を行い、理解を得てから設置することを義務付けています。 さらに、風力発電に関しては、八木沢峠周辺において、民間事業者による風力発電事業が県の環境アセスメントを経て、工事に着手したと確認しています。
9	施策 4-4	54 ・ 55	太陽光発電パネルの推進の前に処分方法を明確に打ち出してほしい。パネルのほとんどが農地に設置されている状況もおかしな話で、条例ができた経過もある。(小高区地域協議会)	ご意見	太陽光発電パネルの処分方法に関しては、産業廃棄物の適正処理を所管する県の指導を踏まえ、太陽光事業者が太陽光パネルを廃棄する際、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理するよう、事業者に対し啓発に努めてまいります。
10	施策 4-4	54 ・ 55	市の景観について、例えば、新しく建てる屋根に青を推奨し補助するなど、南相馬は明るい海の町だとアピールするのもいいのではないか。(原町区地域協議会)	ご意見	市では、県の景観条例に基づき、良好な景観の形成に取り組んでいるところです。 また、今回、いただいたご意見は都市計画課へお伝えします。
11	施策 5-2	58 ・ 59	環境教育に基づき行動するまちをつくるため、SDGsカードやSDGs手帳を作り、植樹祭などに参加したらシールをあげるという仕組みを作るなど、環境について学習し、行動する子どもを育てる方がよい。(小高区地域協議会)	ご意見	今回、頂戴したご提案については、小学生向けの教材なためSDGsの理解も進むと思いますので、子ども向けの体験活動を取り入れた環境教育の拡充に取り組んでまいります。

パブリックコメント手続結果

— 第2回市環境審議会 —

1. 意見を求めた事項：南相馬市第3次環境基本計画（素案）
2. 意見等の募集日：令和5年11月1日（水）
3. 意見提出者：9名
4. 意見総数：11件
5. 環境審議会で寄せられた意見の概要と市の考え方

No.	意見趣旨（意見等）			回答内容	
	項	該当ページ	意見等内容（意見提出者）	対応区分	市の考え方
1	施策 1-1	28 ～ 31	市では環境のどこに重点を置いてCO2を減らすのか、その努力目標やメインテーマはあるのか。	ご質問	「南相馬市第三次総合計画」の「政策の柱5 12. 生活環境」に「2050年度までのCO2等の温室効果ガスの実質排出ゼロを目指す」と記載しています。その分野別計画として「南相馬市第3次環境基本計画」があり、その個別計画に「南相馬市ゼロカーボン推進計画」を策定し、再生可能エネルギー導入拡大等CO2削減の施策を重点的に進めてまいります。
2	施策 1-1	28 ～ 31	施策に住宅の高断熱化、高气密化（ZEH等）があるが、環境汚染が進んでいるから高气密にするのではないか。そうだとすれば、高气密化の推進は環境を回復していくことと逆な流れではないか。具体的な施策の内容は、どのように市民へお知らせしていくのか。施策の取組も7つあるが、CO ₂ の排出量をゼロにはできない。	ご質問	高气密・高断熱住宅は、冷暖房によるエネルギーの消費や光熱費の削減につながりますので、環境回復と逆の流れではなく、地球温暖化対策に寄与します。また、環境に配慮し、国の基準を満たした上で、住宅の省エネ化を進めてまいります。 また、ZEHなども市民に一般的でないと感じますので、補助制度や計画について広く周知を図ってまいります。人間活動だけでは、CO ₂ 排出量をゼロにはできないことから、森林によるCO ₂ の吸収を目的に森林の保全を図りながら、省エネや再エネにより2050年度までのゼロカーボン達成を目指したいと考えています。

3	取組 1-1-1	28	太陽光発電について、事業者から住民へ十分な説明がなかったり、周りの環境管理を実施しなかったりなど問題があるので、個人の住宅にパネルを設置してほしい。再生可能エネルギーを進めるに当たり、市民が負担にならない形であれば、住民は納得して施策に協力すると思う。また、住民に懇切丁寧な分かりやすい説明や周知が絶対条件であると思う。	ご意見	太陽光パネルの設置に係るご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。 再生可能エネルギーの導入拡大については、本計画の取組に掲げていますが、太陽光パネルの設置により、再生可能エネルギーの推進になる一方、太陽光パネルの乱立により、景観を損ねてしまうという側面もあることから、本市では、令和3年4月から施行している「南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」により、景観に配慮しながら施策を推進しております。
4	取組 1-1-1	28	原子力発電所はCO ₂ を削減できるけれども、汚染物処理などで犠牲がでる。原子力は環境にやさしいと言いつつ、環境に対する負荷は非常に大きい。	ご意見	本市では、平成27年に「脱原発都市宣言」をしております、原子力エネルギーに依存しないまちづくりを進めています。 このため、本市では、水素など新しいエネルギーに着目しながら、ゼロカーボンを進めてまいります。
5	取組 1-1-7	30	森林がCO ₂ を吸収する部分の訴え方が弱いのではないか。震災後は、放射能により、かなりの自然林が伐採されたので、その復元もゼロカーボンへの出発点になるのではないか。市ではゼロカーボンの目標を定めて、みんなでがんばろうという話が出てこない。また、原町火力発電所のCO ₂ 排出量をゼロにする手立てもあっていいと思う。	ご意見	森林の保全も図りつつ、木材の利活用も促していきたいと考えています。市内において、伐採可能なエリアから木材の利用促進を図り、市内に向けての活用を徐々に広げてまいります。 また火力発電所については、電力部門においてCO ₂ 排出量の大半を占めていますので、国が全体的な政策のイニシアチブをとって、CO ₂ 削減の計画を立てていくものと考えております。市としても事業者と協力し、バイオマスなど再生可能エネルギーの活用を推進します。
6	施策 4-3	52 ・ 53	建築物にアスベストが含まれているか検査することについて、他市や本市に補助金はないのか。	ご質問	国土交通省の補助事業があり、民間事業者に対して市町村経由で補助しています。 また、県内では福島市で実施していますが、本市は実施していません。なお、今回、いただいたご意見については、建築住宅課にお伝えします。

7	施策 4-4	54 ・ 55	太陽光発電システムは、耐用年数があり、将来的に廃棄の可能性があるが、その処理の仕方や交換を見据えてのゼロカーボンの推進で良いのか。	ご質問	震災後に普及が広がった太陽光発電の耐用年数は、20年から30年といわれており、将来的に大量廃棄が予想される10年後を見据えて、リサイクル施設を増やしていく必要があると考えています。
8	施策 4-4	54 ・ 55	太陽光パネルをどう廃棄処理するのも首長が考えていくと思う。太陽光が普及すればCO ₂ 削減になり大事だと思う。	ご意見	太陽光パネルが不法投棄されたり、有害物質として地域の環境汚染になったりしないよう、廃棄分別できる技術を持った企業をリサーチしながら、環境汚染にならないよう、処理方法について再利用や再資源化を注視し、その仕組みの構築を調査研究してまいります。
9	施策 4-4	54 ・ 55	太陽光パネルについて、小型化し発電量をアップすることが現在研究されている。	ご意見	今回、ご意見をいただいた小型の太陽光パネルは、景観に配慮しながら再生可能エネルギー事業を推進する相乗効果が得られる可能性があるため、今後の業務の参考にさせていただきます。
10	施策 4-4	54 ・ 55	福島市や郡山市が「太陽光はダメ」という施策展開を去年打ち出した。太陽光が自然環境にどのような影響を与えているか議論を整理してほしい。	ご意見	太陽光発電設備は、森林の伐採により景観を悪化させているという議論があります。このため、本市では、令和3年4月から施行している「南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」により、事業者が市内に太陽光パネルを設置する際は、景観に配慮し、地域住民の方への事前説明を行い、理解を得てから設置することを義務付けています。
11	施策 5-1	56 ・ 57	「南相馬市第三次環境基本計画」や「南相馬市ゼロカーボン推進計画」について、今後も市民向けに分かりやすい冊子を作成していく予定か。	ご質問	市では、今後、ゼロカーボンなどに関するチラシを作成し、市民の皆様へ配布していきたいと考えています。